

# 安心パック・安心パックプラス加入申込書

安心パックプラス・・・保険免責10万円とNOC(3万円～10万円)を免除

安心パック・・・保険免責10万円を免除

万一の事故の際に、お客さまのご負担となる事故免責額やNOC（ノンオペレーションチャージ）の支払いを免除する制度です。

## 内容・注意事項

- ・同一貸渡しにおいて複数事故が発生した場合、初回事故のみの適用となります。貸渡し時にお申し込みください。
- ・貸渡手続後の加入、解約・ご返金はできません。
- ・契約書に記入の契約者及び運転者が運転中の事故のみ保証致します。

※借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者が過去に事故があり当社が不適当と認めた場合は加入をお断りすることがございます。

## 〈任意保険及び安心パック・安心パックプラスの適用除外について〉

お客さまは貸渡約款を遵守して、レンタカーをご利用ください。次のような運転または状態で発生した事故による損害はお客さまのご負担となります。この場合、基本料金に含まれる保険・補償制度の適用をお断りいたします。当社がお客さまの負担すべき損害金を支払ったときは、お客さまは直ちにその金額を当社にお支払いください。

### 事故現場より警察および当社への連絡等所定の手続きが取られていない場合

損傷の大小、相手の有無、加害・被害にかかわらずその場から警察および当社にご連絡ください。

(道路交通法第72条 交通事故の場合の措置)

### 貸渡約款に違反している場合

道路交通法等の法令違反、飲酒、薬物使用、無断延長、借受人および貸渡し時にお申し出いただいた運転者以外の運転、又貸し、無免許運転、無謀運転、公序良俗に違反してレンタカーを使用すること、当社の承諾なく示談すること、事故の解決のための協力が得られない場合、等。

### 保険約款または補償制度の免責事由に該当する場合、または支払いを除外されている場合等

故意によって生じた損害、飲酒、薬物使用。鍵、ホイールキャップの紛失等。また、お客さま（借受人または運転者）の所有、使用、管理する財物に与えた損害。

### 使用・管理上の落ち度があった場合

キーをつけたまま駐車し盗難にあった場合、迷惑駐車等に起因した損害、室内装備の汚損・臭気（禁煙車両内における喫煙を含む）等、装備品の損失、チェーン・キャリアの取扱いおよび装着不備による損害、燃料誤給油、海岸や河川敷等の道路以外の走行による損害等。

	安心パックプラス	□私(借受人)は上記の内容を確認、理解し厳守する事を約束します。  借受人 印
	安心パック	

貸渡人 愛知県刈谷市東刈谷町2丁目6-12 株式会社テラダパーツ 代表取締役 寺田 博正 印